処理区域内人口密度が二十五人／ha以上五十人／ha未満の事業に係るもの	○・六○○
分流式の公共下水道事業に係るもの　処理区域内人口密度が五十人／ha以上七十五人／ha未満の事業に係るもの	○・五○○
処理区域内人口密度が七十五人／ha以上百人／ha未満の事業に係るもの	○・四○○
処理区域内人口密度が百人／ha以上の事業に係るもの	○・三○○
公共下水道事業以外の下水道事業に係るもの	○・七○○
病院事業に係るもの	○・五○○
市場事業に係るもの	○・五○○
空港アクセス鉄道事業に係るもの	○・四○一

B　国の補助金等を受けて施行する公営企業等に係る施設の災害復旧事業の各事業費の額から当該事業に係る国の補助金等の額及び通常の公費負担額を除いた額の公営企業等ごとの合算額に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額

区分	率
公営企業等の事業の規模に相当する額として総務大臣が調査した額（以下この表において「事業規模」という。）の百分の五十までに相当する部分	○・五○
事業規模の百分の五十を超え百分の百までに相当する部分	○・七五
事業規模の百分の百を超える部分に相当する部分	一・○○

二十一　平成二十九年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される東日本大震災復興特別区域法第七十八条第二項の規定による交付金又は福島再生加速化交付金（以下この号において「平成二十九年度復興交付金等」という。）を受けて施行する公営企業に係る施設の復興事業（令和元年度基金事業及び国において令和元年度に繰り越された補助金等に係る事業であって、第五号の表の上欄に掲げるものに限る。以下この号において「平成二十九年度公営企業復興事業」という。）に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額又は平成二十九年度公営企業復興事業の事業費の額から当該事業に係る平成二十九年度復興交付金等の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額（平成二十九年度公営企業復興事業に係る効果促進事業（避難指示・解除区域市町村内事業を除く。）については、当該事業に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額に○・九五を乗じて得た額又は当該事業の事業費の額から当該事業に係る平成二十九年度復興交付金等の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額）のいずれか少ない額

処理区域内人口密度が二十五人／ha以上五十人／ha未満の事業に係るもの	○・六○○
分流式の公共下水道事業に係るもの　処理区域内人口密度が五十人／ha以上七十五人／ha未満の事業に係るもの	○・五○○
処理区域内人口密度が七十五人／ha以上百人／ha未満の事業に係るもの	○・四○○
処理区域内人口密度が百人／ha以上の事業に係るもの	○・三○○
公共下水道事業以外の下水道事業に係るもの	○・七○○
病院事業に係るもの	○・五○○
市場事業に係るもの	○・五○○
空港アクセス鉄道事業に係るもの	○・四○一

B　国の補助金等を受けて施行する公営企業等に係る施設の災害復旧事業の各事業費の額から当該事業に係る国の補助金等の額及び通常の公費負担額を除いた額の公営企業等ごとの合算額に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額

区分	率
公営企業等の事業の規模に相当する額として総務大臣が調査した額（以下この表において「事業規模」という。）の百分の五十までに相当する部分	○・五○
事業規模の百分の五十を超え百分の百までに相当する部分	○・七五
事業規模の百分の百を超える部分に相当する部分	一・○○

二十一　平成二十九年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される東日本大震災復興特別区域法第七十八条第二項の規定による交付金又は福島再生加速化交付金（以下この号において「平成二十九年度復興交付金等」という。）を受けて施行する公営企業に係る施設の復興事業（平成三十一年度基金事業及び国において平成三十一年度に繰り越された補助金等に係る事業であって、第五号の表の上欄に掲げるものに限る。以下この号において「平成二十九年度公営企業復興事業」という。）に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額又は平成二十九年度公営企業復興事業の事業費の額から当該事業に係る平成二十九年度復興交付金等の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額（平成二十九年度公営企業復興事業に係る効果促進事業（避難指示・解除区域市町村内事業を除く。）については、当該事業に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額に○・九五を乗じて得た額又は当該事業の事業費の額から当該事業に係る平成二十九年度復興交付金等の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額）のいずれか少ない額